

4月から

水道料金等徴収業務の委託業者が変わります！



4月から水道料金・下水道使用料の徴収業務等委託業者が変更になります。今後も引き続き、事業運営の効率化とサービスの向上に努めていきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

委託期間▼4月1日～平成32年3月31日

委託業者▼テスコ株式会社

委託業務内容▼▽検針業務 ▽開栓・閉栓業務

▽水道料金等の滞納整理業務 ▽給水停止・解除業務 ▽転居等による清算業務

その他▼委託業者の従業員・検針員が訪問する際は、委託業者指定の制服を着用しているほか、業務従事者証を必ず携帯しています。不審な点がある場合は、水道課へご連絡ください。

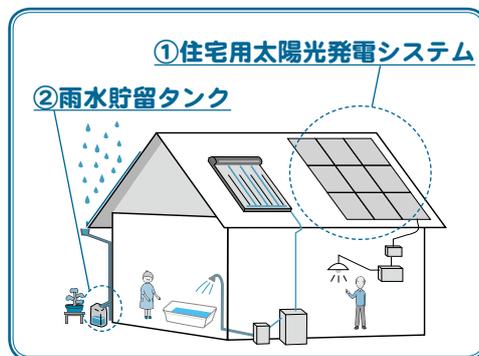
問い合わせ▼水道課業務担当(☎282-1711 内線1152)

住宅用太陽光発電・雨水貯留タンクの設置費の一部を補助します！

村では、環境に配慮した住宅用設備を積極的に支援することにより、地球環境の保全と村民の環境保全意識を高め、環境に優しいまちづくりを推進するため、①住宅用太陽光発電システム、②雨水貯留タンクを設置した方に補助金を交付します。

申請方法など詳細は、「広報とうかい」(4月10日号)または村公式ホームページ(4月10日ごろ掲載予定)をご覧ください。なお、太陽熱利用機器の補助事業については、平成28年度をもって終了となります。

【問い合わせ】環境政策課環境保全担当(☎282-1711 内線1451)



対象者

▽村内の戸建住宅(店舗等の併用住宅を含む)に①または②を設置した方、または村内に所在する①または②付きの戸建住宅を購入した方のうち、申請時に当該補助の対象となる住所を有している(設置場所と住民票が一致していること)▽村税の滞納がない——を満たす方

【補助の対象とならない場合】

対象者に該当していても、次のいずれかに該当する場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ▼①の申請をする場合で、過去に村から①または太陽熱利用機器の補助金の交付を受けている方、またはその方と生計を一にする方
- ▼増設または付け替えをする場合
- ▼住宅に供給する目的以外で設置する場合
- ▼賃貸・販売等、営利目的で設置する場合
- ▼店舗・事務所を兼ねる住宅のうち、延床面積の2分の1以上が住居に供されていない場合
- ▼法人の場合

- ▼同一建物につき複数の申請をする場合 ※申請は、建物1棟につき1回限りとなります。二世帯住宅等で複数設置する場合でも、それぞれ個別に申請することはできません。

対象設備

【①住宅用太陽光発電システム】

▽太陽電池の公称最大出力の合計値が10キロワット未満▽未使用品(中古品は対象外)▽電力会社と受給契約を結び、かつ余剰電力の買取契約を結んでいる(全量買い取りは対象外)▽電力会社から発行される「購入電力量のお知らせ」(検針票)等に記載される「お客さま設備の買取期間起算日」が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間である——を満たす住宅用太陽光発電システム

【②雨水貯留タンク】

▽容量が100リットル以上▽未使用品(中古品は対象外)▽平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に購入・設置した——を満たす雨水貯留タンク